

豊中市子育て支援ポータルサイト運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は、子育て支援サービス及び子育てに資する物品（以下「商品」という。）を、子育て支援ポータルサイト（以下「本サイト」という。）に掲載して情報を一元化し、子育て家庭が自らに適した商品を選択できる環境を整備することで、保護者の時間と心のゆとりを生み出す「フリータイムプロジェクト」を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる者に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、「ポイント」とは、豊中市デジタル地域ポイント事業実施要綱（以下「ポイント実施要綱」という。）第1条第1号に規定するポイントをいう。

- 2 「マチカネポイントアプリ」とは、豊中市デジタル地域ポイント実施要綱第4条に規定するスマートフォン専用アプリをいう。
- 3 「子育てポータルサイト」とは、豊中市民を対象とし、主に子育て世帯に向けた商品や制度等の情報提供を行う、市の運営するサイトをいう。

(商品の掲載について)

第4条 本サイトに掲載できる商品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市が別途定める掲載基準に適合した商品
- (2) 豊中市子育て支援サービスプラットフォーム事業実施要綱で定める子育て支援サービスプラットフォームに参加する事業者が提供する商品のうち、市が認めたもの

(商品の購入)

- (1) 第5条 商品を購入する際には、氏名、住所、子どもの年齢等を本サイトに登録するものとする。
- 2 商品を購入する際は、本サイト内に指定された方法で行うものとする。
- 3 商品の購入の決済方法は、マチカネポイントアプリおよび市が指定する方法で行うものとする。
- 4 本サイトの対象者以外からの購入やポイント等での決裁時に不正な手法によって行われた購入については、購入が無効と判断された場合、商品は送付しない。また、すでに商品の発送が行われた場合は、その返還を求めるものとする。

(ポイント還元)

第6条 前条第3項において、豊中市妊婦支援給付金における支払方法に関する取扱要綱及び豊中市小学校等入学時ポイント支給事業実施要綱で定めるポイント（以下「はぐくみポイント」という。）を使用した場合に限り、使用額に応じた還元を行うものとする。

2 還元の取扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) はぐくみポイントを本サイトで使用した場合、使用額の10%に相当するポイントを還元する。
- (2) 前号の還元ポイントは標準のマチカネポイントとし、本サイトで再度使用しても10%の還元には適用されない。

(保証の否認)

第7条 本サイトは、子育て家庭が自らに適した商品を容易に選択できる環境を整備するためのものであって、商品の内容、品質等を保証するものでない。

(免責事項)

第8条 本サイトに掲載された商品の品質、性能等に関しては、市は責任を負わないものとする。

- 2 本サイトの掲載情報に基づく利用により生じた損害についても、市は責任を負わないものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、市に故意又は重大な過失がある場合はこの限りでない。

(その他)

第9条 本要綱の他、本サイトの運用に必要な事項は、市が別に定める運用規定による。

附則

この要綱は、令和8年1月1日から実施する。